

内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
厚生労働大臣 加藤 勝信 様

## 診療報酬の緊急引き上げを求める要請書

2023年4月24日  
山梨県保険医協会  
会長 長田 高典

2020年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療を行うに当たって基本的にかかる経費すらも賄えない医療現場の過酷な実態を顕在化させました。特に入院医療機関では、感染症治療病床の維持に伴う病床利用率の低下による減収等は深刻で、現時点でも病床利用率が90%を超えないと経営維持が困難な状況です。政府による公費補填や診療報酬上の特例措置も5月8日の5類引き下げに伴い、大幅な縮小となります。

加えて昨今、医療機関経営を巡る情勢は過去に例を見ない物価、光熱費高騰の最中にあり、全国の保険医協会・医会の会員医療機関から寄せられた意見では「電気料金が前年比20%を超えた」、「食材費の高騰により入院食の提供にも影響が出ている」等、悲痛な声が寄せられています。更には岸田首相が年頭に示された当該物価高騰の伸び率を大幅に超える賃上げ要請の実現、そして2025年以降の生産年齢人口の急激な減少による医療従事者不足、またそれに伴う人件費の大幅高騰への対応も求められる状況です。

現状の診療報酬の水準では医療従事者への人件費も含めた医療提供体制を維持することは到底不可能である事は論を待ちません。将来の医療提供体制を、物的・人的双方の面で確保する上でも、特に医療機関の経営の基盤として重要な初・再診料や入院基本料等の基本診療料を中心に大幅な引き上げは必要不可欠です。少なくとも、昨今の診療報酬改定で見られるような改定率では、現状の物価、光熱費の変動に対応することは不可能です。

現在の医療提供体制は「安い給料」で真摯に働く「高い倫理観」を持つ医療従事者により維持されているのが現状です。こうした状況が極めて近い将来限界を迎えるのは明らかです。こうした状況を踏まえ、全ての医療機関が患者に必要な質の高い医療を提供する体制を確保すべく、いまこそ下記の項目の一刻も早い実現に向け、緊急改定のご決断を賜りたく要望いたします。

### <要請項目>

- 一 医師はじめ全ての医療従事者の基本的評価としての基本診療料（初・再診料、外来診療料、入院基本料）について、医療機関・歯科医療機関経営を安定させる十分な原資となる水準にまで緊急に診療報酬を大幅に引き上げること。